

第5章 公共施設等の有効活用

1. 公共施設等の有効活用

公共施設等*の有効活用*は、「郡山市公有資産活用ガイドライン*」に基づき、市民や民間の技術、資金及び幅広いノウハウを取り込み、次の考え方により、資産活用を効率的・効果的に推進し新たな財源確保を図ります。

(1) 老朽化施設の有効活用

建設時から相当期間が経過している施設は、劣化が早く修繕*等の維持管理費が増大するため、施設の廃止*が決定した早い時期に、売却や貸付け*等による有効活用*について検討します。

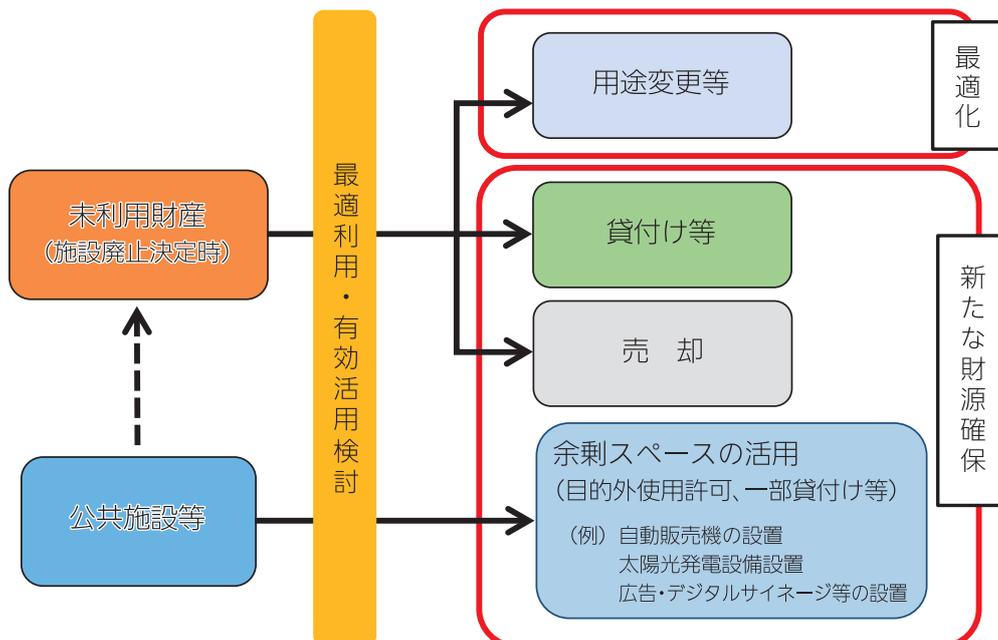
(2) 稼働率の低い施設や余剰スペースの有効活用

- ①稼働率の低い施設やスペースは、その原因について調査、分析を行い、施設の再配置*や貸付け*、目的外使用許可*等による有効活用*を図ります。
- ②公共施設等*の屋根、壁面、敷地内の余剰スペースは、太陽光発電設備、広告（建物内の壁面に限る。）、自動販売機等を設置することにより、新たな財源の確保を図ります。

(3) 公平性・透明性の確保

未利用財産等の資産の情報を広く公開するとともに、公募による貸付け*や売却を実施し、公平性・透明性の確保を図ります。

▼ 資産活用のイメージ



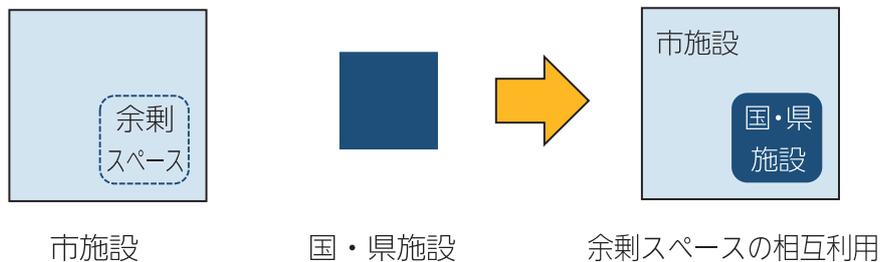
2. 公共施設等の最適利用

施設の最適化*に際しては、次の考え方により国、県や近隣自治体と連携し、公共施設*の最適利用に努めます。

(1) 国、県との連携

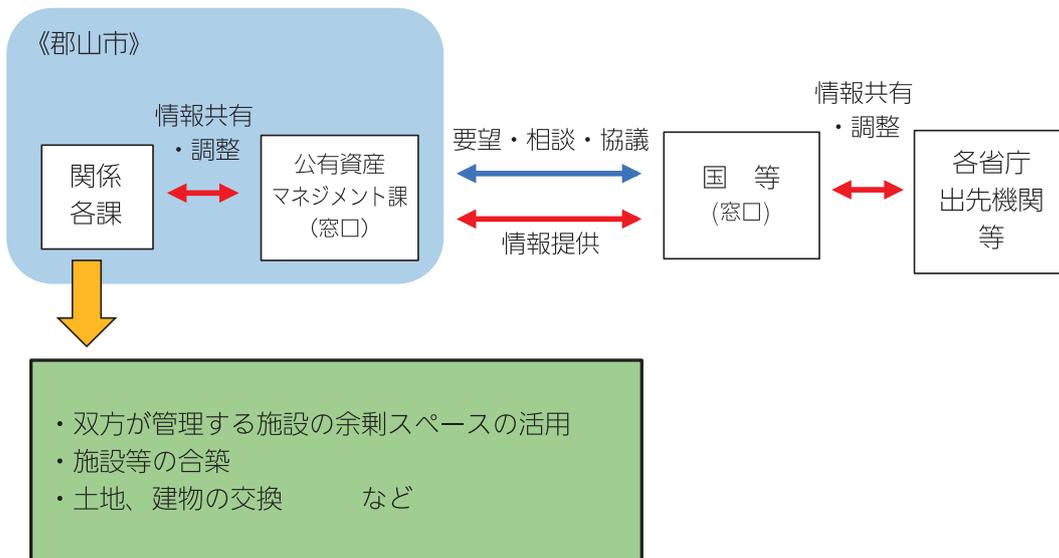
国、県がそれぞれ管理する財産については、国、県、市の財産の最適利用を推進するため、情報の共有を図り、施設整備時の合築、土地・建物の交換、余剰スペース等の相互利用を行います。

▼ 最適利用のイメージ



国・県・市が所有する建物の余剰スペースを活用した相互利用

▼ 国、県等との連携イメージ



(2) 近隣自治体との連携

近隣自治体との施設の共同利用等を行うことで既存施設の最適化*が図れるものについては、新たな広域連携制度である「連携中枢都市圏*」形成に係る調査・研究の中で近隣自治体との検討を行い、積極的に広域連携を図ります。

▼ 近隣自治体との連携イメージ

郡山市と近隣市町村による連携

- (例) ・図書館の相互利用
- ・体育施設の相互利用等

